

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	11-2
処分の種類	家畜商免許の取消及び事業の停止			
根拠法令条例等・条項	家畜商法第7条第2項			
処分の概要	家畜商が家畜商法の規定に違反した場合、又は正当な理由なく引き続き1年以上家畜の取引をしない場合の、免許の取消又は事業停止の処分。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】家畜商法第7条第2項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 無資格者を家畜取引業務に従事させた時、営業保証金供託の届け前に営業を開始した時、営業保証金の不足額の供託を怠った時の違反 2 免許証の不携帯又は呈示しなかった場合 3 帳簿を備え付けず、若しくは虚偽の記載をした場合 4 正当な理由なく引き続き1年以上家畜の取引をしない場合 			
基準の制定根拠	—			